

パワーハラスメント事例



【加害者】:50歳男性・店長 【場所】:DS店舗内
【通報者】:女性40代後半 【時間帯】:夕方～夜頃

要約



店舗の商品を不正に着服したという濡れ衣を着せられ、契約社員の更新されなかった。ロッカーの管理が不十分で貴重品が盗まれたこともあり、常備薬は引き出しに保管していたが、規則違反として批判された。店長に謝罪し、自分が常備薬を盗んでいないことを主張したが、説得できなかった。

報告内容



3ヶ月毎に更新がある契約社員。9月の更新はしないと6月末に店長から勧告された。店舗の商品を不正に着服したという濡れ衣の理由による通告である。個人のロッカーには鍵が無い為、盗難などの管理体制が万全ではない。実際、鍵が施錠されないロッカーは、いつでも誰でも開けられる。弁当用の割り箸を何かの折に使えるとロッカーに入れておいたのに、無くなっていたことがあった。そのような状態で、貴重品と常備薬を盗まれたくない不安な気持ちでいた。店長の許可を得ることなく勤務の度に商品管理のデスクの引出しに貴重品と常備薬をしまうことが当たり前になっていた。それが店長に見つかり、お前は商品管理の引出しに私物を入れる規則違反を犯し、さらに不正に店の商品を着服したと言われた。許可なく引出しを使っていたことを謝り、常備薬は自分の物で盗んでいないと訴えたが納得してもらえなかった。

※当社の解決事例はお問い合わせ後にご提案いたします。